

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	文化財・生涯学習課	整理番号	2-3-14
処分の種類	博物館相当施設の指定の取消			
根拠法令条例等・条項	博物館法施行規則第24条第1項			
処分の概要	博物館相当施設が指定要件を欠くに至った場合又は虚偽申請により指定した場合の、指定の取消			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>「博物館法施行規則第24条第1項」</p> <p>文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、その指定した博物館相当施設が第二十条第一項に規定する要件を欠くに至ったものと認めるとき、又は虚偽の申請に基づいて指定した事実を発見したときは、当該指定を取り消すものとする。</p>			
基準の制定根拠				